

富山で働く人材応援奨学資金貸付事業

学びたい気持ちを応援します！

富山市では富山県内の大学等に進学する学生を対象に、奨学資金を無利子で貸し付けます。

1. 対象者

市内に居住する住民税非課税世帯に属する者で、県内の大学・短大に在籍している者。（令和3年度入学生から対象）

2. 申請期間

大学等に入学した日から、同年5月末日まで

申請できるのは
入学した年だけ
です

3. 奨学金の額

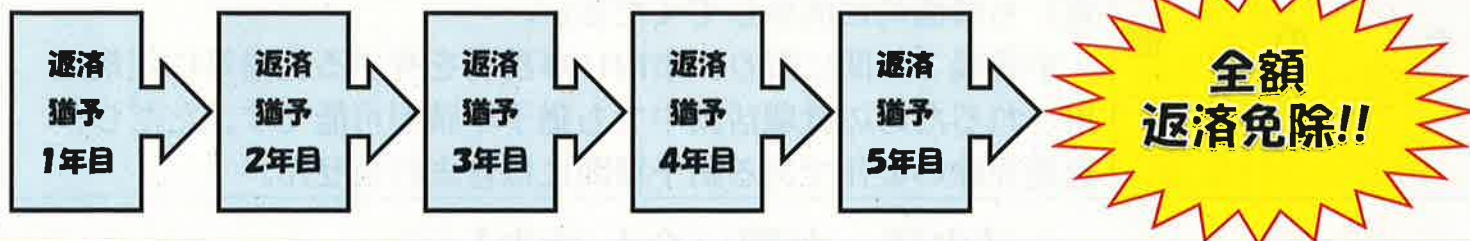
区分	上限額	対象期間等
入学奨学資金	10万円	1回（入学時）
生活奨学資金	16万円（年額）	正規の修業期間

※入学奨学資金は実際に納入する額を対象経費とします。

4. 返済期間

5年間（無利子）

卒業後5年間市内企業等で正社員として
勤務した場合は、返還を全額免除！



この奨学金制度を利用する場合、富山市の他の奨学金の貸付又は給付を受けることができないので、注意してください。

富山市以外の奨学金についての規制はありません。国の高等教育の修学支援新制度も、積極的に活用してください。

<国の制度> 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構）・授業料等減免（大学等の在学学校）

富山で働く人材応援奨学資金貸付事業

奨学金名	富山で働く人材応援奨学資金
対象者	次の要件を全て満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・富山市内に住所を有する保護者の世帯に属する者 ※自宅通学に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯に属する者 ・下記の「対象となる学校」の正規過程に在学している者
対象となる学校	富山県内の大学・短大（夜間・通信制の学部を除く）
対象経費及び奨学金の額	入学金 100,000円（上限） ※他の奨学金等により減免や免除を受ける場合は、減免・免除後の金額を対象経費とする。 生活資金 160,000円（年額）
貸与期間	正規の修業期間
返還期間	卒業後5年間（固定、無利息、均等払い）
返還猶予要件	学位の取得（正規の修業期間×1.5の期間中に取得） 次の要件を全て満たす者 ①市内に事務所を有する企業等に正規雇用されていること。 ②市内に引き続き住所を有していること。 ③市税を滞納していないこと。 ※転勤等による市外事業所への転出、市外への住所移動は可
返還猶予方法	返済猶予期間は1年単位とし、要件確認により延長できる。 （最長5年間）
返還免除について	5年間返還猶予を受けた場合は、返還を全額免除 ※猶予期間が5年間に満たない場合、一部免除（月割・年割等）はありません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市の他の奨学資金の貸付又は給付との併用は不可です。 ・国の高等教育の修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）も積極的に活用してください。 ・卒業後1年間に限り、市内に事務所を有する企業等に正規雇用されるための就職活動中でも猶予申請が可能です。ただし、返還免除の要件である猶予期間には含まれません。

【申請・お問い合わせ先】

富山市商工労働部商業労政課労政係（富山市役所西館7階）

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2073（直通） FAX 076-443-2183

詳細は富山市HPで「富山で働く人材応援奨学資金貸付事業」と検索